

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2007.12.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第49号

居宅介護支援事業所・介護支援専門員のコンプライアンス

佐久間仁行政書士事務所 代表 佐久間 仁

指導監査とどう向き合うかは、居宅介護支援事業所にとって大きな課題です。指導監査への事業者の姿勢を整理し、重大な指摘を受けた事業者に共通する傾向からの考察を行います。

1 指導監査の趣旨と事業者の姿勢

北海道では、実地指導等の「指導」は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本とし、サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針としています。つまり、運営指導は「周知徹底の場」ですから、事業者側としても、受け身の姿勢で求められた資料をビクビクしながら渡すだけではなく、日ごろの疑問点等を事前にまとめておき、これを積極的に解決する場とすべきです。当然、指導に当たる行政機関の職員についても、これに対応する姿勢で臨むべきと考えられます。

一方、「監査」は、行政上の措置（勧告、命令、指定の取消し）に該当する（疑いがある）場合に実施されるものですから、事業者側としては、事実関係を誠実に示し、同時に、改善方を具体的に打ち出す姿勢が求められます。ここで、もっとも気をつけるべきは、「虚偽の報告」に該当するような対応を絶対にしないことです。勧告で済んだものを、「虚偽の報告」によって指定取消しとなることは、もっとも愚かな行為です。また、監査の対応では、膨大な量の作業を求められることが多く、場合によっては長期間にわたることもあります。こうした作業を適切な役割分担と作業計画で乗りきり、同時に現行のサービスも疎かにしないようにしなければなりません（至難の業です）。

2 監査等で重大な指摘を受けてしまった事業者に共通する傾向からの考察

監査等で重大な指摘を受けてしまった事業者は、概ね次のような業務の傾向があります。

- ① 業務の優先順位を定めていない、又は優先順位が間違っている。

ケアマネの業務は膨大です。「常に」「すべてを」「完璧に」行おうとしても、なかなか続かないのが現状です。優先順位を明確にして、バランスよく業務を進めていくことが現実的です。通常の優先順位は、①減算事由の回避、②その他の指定基準の遵守、③その他の事項（情報公表項目など）となりますが、減算事由をそもそも知らなかったり、情報公表項目は完璧なのに指定基準はひどい状況だったりという不適切事例もあります。「記録が不十分」と指摘され、記録の時間を多く割いた結果、必要な訪問がなされなくなったという本末転倒な事例もあります。優先順位とバランスを冷静に判断しましょう。

- ② 計画を立てずに業務を行っている。

計画や確認リストを作らずに、膨大な量の業務を行い、管理することはできません。業務を行うには具体的な時間設定が必要です。「頑張っとうらやう！」というのは対策ではありません。「〇日の〇時～〇時に行く。」と具体的に設定することが必要です。

- ③ 疑義を生じたときに確認をしない、又は確認先を誤っている。

不適切なサービスをケアプランに位置付けた事業者に見られる傾向です。「他のケアマネもやっていたから」とか「サービス事業者が大丈夫と言っていたから」という「確認もどき」には何の効力もありません。信頼できる機関（基本的には行政です。）に確認する習慣を持ちましょう。

- ④ 苦情に関する記録が整備されていない。

どの事業所でも苦情は必ずあるものです。また、監査の契機は、利用者や（元）従業員の通報であることが多く、たいてい過去に何らかの形で苦情が事業者が届いているものです。通報の内容が真実とは限りませんが、苦情の記録がないことから真実が判明せず、一方的に事業者

[次頁へつづく➡](#)

側に非があるとして取り扱われた例もあります。苦情の記録をつけるわずかな時間が、監査のために費やされる膨大な時間を防止する効果をもつのです。

また最近、法令項目の遵守以上に、「感情的問題の影響」を強く感じています。法令遵守の取り組み体制にか

かわらず、事業所内外の「恨み感情」や「些細なプライド」による影響を受けた事業所が、結果的に監査で重大な指摘を受けているのです。このことについての具体的な対応策については触れませんが、感情のコントロールが大きな鍵を握ることは間違いのないものです。

さっぽろ孤立死ゼロ推進会議について

札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長 奥田 龍人

■ 孤立死ゼロ・モデル事業

厚生労働省は、今年度「孤立死ゼロ・モデル事業」を立ち上げ、都道府県・市町村でのモデル事業実施に着手した。こうした動きを受け、札幌市は、大都会における孤立死防止のための方策を検討することとし、「さっぽろ孤立死ゼロ推進会議」を設置した。

ケアマネジャーが孤立死あるいはその防止に関わる機会も多いのではないかとということで、高齢福祉課よりこの会議に札幌市介護支援専門員連絡協議会も参加していただきたいという要望があり、会長の私が委員として参加することとなった。第1回目の会議が10月23日にあり、孤立死対策の考え方等について札幌市の説明を受け、対策について議論したので、簡単にご報告する。なお、委員名簿は表のとおりである。

■ 孤立死対策の考え方

日常的に家族や近隣との人間関係がある場合に孤立死に陥る可能性は低いのであるが、近年、近隣との人間関係を日常生活において持てない、あるいは持とうとしない高齢者が多くなっている。特に匿名性の高い集合住宅等においてはそのリスクが高いと思われる。このため、このような高齢者に対して何らかの形で見守りのネットワークを形成することが対策の基本となる。

■ 孤立死の定義

孤立死に関する明確な定義はない。死後たまたま発見されなくても孤立死とはいえない場合もあるし、自殺を孤立死に含めることも適当ではない。このため、札幌市が対策を構すべき対象者を「2週間毎程度に見守る者がいない、独居または夫婦、高齢者のみ世帯の高齢者」とする。

■ 孤立死防止のための取り組みの方向

視点として、①外に出て活動しやすい環境の整備、②店舗や施設と住宅との近接性、③帰属できるコミュニティ、

④万が一に備えた見守り、があげられ、札幌市として「さっぽろ孤立死ゼロ安心ネットワークモデル事業」に取り組むこととする。

この事業は、「さっぽろ孤立死ゼロ推進センター」を設け、相談窓口の設置、啓発活動（パンフの配布やシンポジウムなど）、出前講座の実施、ネットワークモデル事業の実施などを柱とするものである。

委員会の議論としては、事業の方向についてはおおむね提案どおり進めることとしたが、そもそも孤立死の定義や統計的な実態がわからないので、そのあたりの実態把握も必要ではないか、などの問題があげられた。ただ、現実的にはマンションの資産価値が下がるなどの理由で孤立死を内密に扱う事情もあるらしく、なかなか難しい課題であると感じた。委員会は年度内にもう一度開催し、事業の内容、実施状況等を検討する予定である。

さっぽろ孤立死ゼロ推進会議委員名簿

(◎委員長 ○副委員長)

役 職	氏 名
札幌市都市局住宅担当部住宅課長	秋葉 峰雄
札幌市消防局警防部指令一課長	及川 敬
札幌市介護支援専門員連絡協議会会長	○奥田 龍人
北海道警察生活安全企画課犯罪抑止対策第一担当総括官	酒井 正樹
豊平区第1地域包括支援センター長	澤口 優子
財団法人日本賃貸住宅管理協会北海道支部事務局長 社団法人全国賃貸住宅経営協会北海道支部事務局長	高橋 聡
社団法人札幌市老人クラブ連合会副会長	堤 繁雄
札幌市民生委員児童委員協議会理事	仲野 勝廣
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会地域福祉課長	馬場 伸哉
北翔大学人間福祉学部教授	◎林 恭裕
社団法人北海道マンション管理組合連合会専務理事	平野 恵一
中央区福祉のまち推進センター連絡会議運営委員長 (事務局)札幌市保健福祉局保健福祉部	森竹 俊夫

札幌市からの情報提供

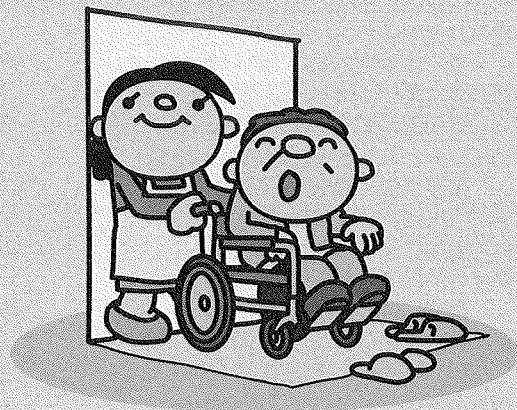
「札幌市若年性認知症支援事業」について

平成19年7月より実施している札幌市の新規事業で、「若年性認知症支援事業推進委員会(委員長:勤医協中央病院 伊古田院長)」を組織して事業内容の詳細を検討し、平成19年度は①実態調査、②一日相談会、③市民向け講演会を実施予定です。

札幌市では、若年性認知症は2号被保険者の要介護となった疾患の第3位を占めています。若くして認知症を発症した場合、働き盛りでもあることから、病気によって仕事や家庭生活に及ぼす影響は大きく、病気となった後の本人・家族の葛藤が大きいと、保健医療福祉サービスの提供のみならず、経済的支援、就労支援を含めた支援方策の確立が必要です。

この事業は「北海道若年認知症の人と家族の会(木村会長)」に委託して実施されます。

実態調査は11月上旬に開始し、また11月21日には一日相談会(会場での面接相談、電話相談)を実施しました。内容については、次回のケアマネさっぽろでご報告します。



認知症対応型通所介護事業所

H19.11.1現在

認知症の状態の方が通所し、入浴・日常動作の訓練・レクリエーションなどが受けられます。

(入浴、個別機能訓練、栄養マネジメント、口腔機能向上の加算があります。食費などは保険対象外の費用を算定する場合があります。)

区名	事業所名称/所在地/電話
中央	西円山敬樹園デイサービスセンター 中央区円山西町4丁目3-20 ☎631-1021
中央	慈啓会デイサービスセンター 中央区旭ヶ丘5丁目6-51 ☎561-8291
中央	旭ヶ丘デイサービスセンターいろいろ 中央区南11条西23丁目3-1 ☎520-0775
中央	デイサービスライフケア中央倶楽部 中央区南8条西10丁目1035-5 ☎552-3033
中央	旭ヶ丘デイサービスセンターいろいろ 中央区北7条西12丁目11-2 ☎281-3434
北	オニオンコート通所介護事業所 北区百合が原11丁目185-13 ☎774-2133
北	デイサービスセンター苔茶屋 北区屯田7条5丁目2-20 ☎775-7005
北	デイサービスこんぷおーる 北区新川西3条3丁目12-10 ☎769-5011
北	グリーンピア篠路デイサービスセンター 北区篠路2条9丁目1-80 ☎770-2121
北	デイサービスゆうあい 北区篠路2条7丁目6-30 ☎776-5515
北	デイサービスライフケア北倶楽部 北区北28条西12丁目3-13 ☎708-8115
東	藤苑デイサービスセンター 東区伏古7条3丁目1-33 ☎783-0277

区名	事業所名称/所在地/電話
東	大友恵愛園デイサービスセンター 東区北17条東5丁目2-5 ☎721-5565
東	老人デイサービス事業 ウィズ東苗穂 東区東苗穂町1089番地1 ☎789-3001
東	デイサービスセンター初恋 東区中沼西2条2丁目7-5 ☎790-1713
東	デイサービスセンターきずな 東区伏古13条3丁目11-17 ☎787-1853
東	デイサービスセンターいきいき栄 東区北42条東5丁目3-1 ☎742-7000
東	デイサービスセンターきらら東苗穂 東区東苗穂3条1丁目10-1 ☎780-8200
東	栄町デイサービスセンター 東区北46条東16丁目1-18 ☎782-3001
東	勤医協丘珠デイサービス 東区丘珠町487番地4 ☎783-5497
東	デイサービス東苗穂こすもすの家 東区東苗穂13条4丁目3-21 ☎791-6555
白石	ぎさく苑デイサービスセンター 白石区川下2128-2 ☎875-8838
白石	平成苑デイサービスセンター 白石区菊水元町8条2丁目7-15 ☎879-6011
白石	デイサービスセンタールミエール 白石区東札幌1条3丁目1-1 ☎825-2555
白石	勤医協柏ヶ丘デイサービス しあわせの郷 白石区平和通7丁目南5-1 ☎865-0010
白石	デイサービス モア・サロン福寿 白石区北郷5条9丁目8-33 ☎879-5611
白石	デイサービスカガヤキsUn 白石区中央2条1丁目1-67 ☎815-7668

区名	事業所名称/所在地/電話
厚別	厚別栄和荘デイサービスセンター 厚別区厚別町山本750番地6 ☎896-5010
厚別	青葉ハーティケアセンター 厚別区青葉町4丁目10-27 ☎893-5000
厚別	デイサービスセンターあけのわ 厚別区厚別中央5条6丁目5-20 ☎896-1165
厚別	デイサービスC青葉のまち 厚別区青葉町15丁目18-1 ☎891-7700
厚別	デイサービスもみじの家 厚別区もみじ台西3丁目1-8 ☎899-7711
厚別	デイサービスセンター「遊楽館」厚別 厚別区厚別北1条2丁目1-35 ☎802-2100
豊平	通所介護美園センター 豊平区美園2条3丁目1-19 ☎831-7755
豊平	コスモス苑デイサービスセンター 豊平区月寒東4条10丁目8-30 ☎859-3311
豊平	デイサービスセンターみのり中の島 豊平区中の島1条3丁目7-3 ☎813-1381
豊平	デイサービスまどべ浪漫 豊平区月寒東3条7丁目1-6 ☎856-5144
清田	デイサービスC緑愛園 清田区北野1条1丁目6-28 ☎884-0123
清田	秀寿園デイサービスセンター 清田区真栄395番地1 ☎885-7111
清田	神愛園清田デイサービスセンター 清田区清田6条1丁目1-30 ☎886-6812
清田	デイサービスセンターふるさと 清田区真栄436番地6 ☎885-8822
清田	トトロの森のデイサービス 清田区美しが丘4条7丁目7-12 ☎886-1044
南	ドリームハウス通所介護事業所 南区北ノ沢1819-9 ☎572-2100
南	デイサービスふるさと 南区石山東7丁目11-3 ☎592-1775
南	デイサービスセンターけあふる 南区藤野4条2丁目3-18 ☎591-1111
南	ささえーる 認知症デイサービスセンター 南区石山1条6丁目1-19 ☎594-3300
南	和光園芸術の森デイサービスセンター「のえるの森」 南区石山東7丁目65番地24 ☎594-2077
西	札幌この実会センター24 西区二十四軒4条6丁目2-7 ☎614-3550
西	西野デイサービスセンター指定通所介護事業所 西区西野2条8丁目1-8 ☎669-6680
西	五天山園通所介護事業所 西区平和54番地3 ☎667-5111
西	さくら苑デイサービスセンター 西区発寒17条3丁目4-30 ☎669-8000
西	デイサービスあさひ 西区発寒14条3丁目6-16 ☎666-8977
手稲	デイサービスつづじ 手稲区金山1条2丁目1-39 ☎686-7700
手稲	手稲ロータス通所介護事業所 手稲区稲穂5条2丁目6-5 ☎685-8181
手稲	老人デイサービスセンターホワイトキャッスル 手稲区西宮の沢1条4丁目14-10 ☎694-1011
手稲	手稲ゆうゆう 手稲区稲穂5条2丁目6-5 ☎688-1118
手稲	認知症デイサービスセンター星の家 手稲区稲穂1条7丁目8-18 ☎688-0107

小規模多機能型居宅介護事業所 H19.11.1現在
利用者の希望により、通いを中心に訪問や泊まりのサービスが受けられます。

区名	事業所名称/所在地/電話
中央	ほくおう 花 中央区宮の森3条12丁目1-5 ☎611-1500
北	支 心 北区北21条西7丁目2-14 ☎738-7640
北	『さくら丘』新琴似 北区新琴似8条5丁目5番15号 ☎762-0577
北	ゆうあい 北区篠路2条7丁目6番30号 ☎776-5555
北	ハッピー札幌屯田・小規模多機能型ステーション 北区屯田5条3丁目2-9 ☎771-6961
東	ライフケア東倶楽部 東区北25条東7丁目3-11 ☎215-7778
東	ほくおう 風 東区北37条東15丁目1-24 ☎733-5555
東	榎の里 東区北10条東11丁目1番1号 ☎741-7220
白石	小規模多機能型居宅介護水こまちの郷 白石区菊水上町4条3丁目94-64 ☎811-8110
厚別	ニチイのやわらぎ厚別 厚別区厚別東4条4丁目11-31 ☎898-6201
豊平	「ごきげん」福住 豊平区福住2条9丁目1-32 ☎859-5850
豊平	つきさつぷ みんなの家 豊平区月寒西5条10丁目3番11号 ☎211-8585
豊平	つきさむコミュニティセンターふれあいの家・月寒 豊平区月寒東3条6丁目3番17号 ☎859-1333
豊平	ハッピー月寒東・小規模多機能型ステーション 豊平区月寒東4条19丁目1-3 ☎857-3391
清田	ふきのとう 清田区清田2条1丁目6番11号 ☎883-0937
清田	ハッピー札幌平岡公園・小規模多機能型ステーション 清田区平岡公園東11丁目11-6 ☎889-2581
南	藤野いこいの家 南区藤野2条10丁目13番17号 ☎887-9915
西	さくら丘 西区山の手3条4丁目2-10 ☎374-8705
西	ハッピー札幌八軒・小規模多機能型ステーション 西区八軒7条東5丁目1-1 ☎738-9581
手稲	ツクイ札幌稲穂 手稲区稲穂3条4丁目5-37 ☎686-5500
手稲	神愛園かなやま 手稲区金山1条3丁目1番33号 ☎681-2226

夜間対応型訪問介護事業所 H19.11.1現在
夜間、ホームヘルパーの巡回や随時の訪問、利用者の通報に応じたサービスが受けられます。

区名	事業所名称/所在地/電話
中央	光星ハイヤー株式会社光星ケアサービス 中央区北4条西13丁目1番1号アンズブルーージュ6階 ☎200-8008
豊平	ジャパンケアサービス ハッピー月寒・夜間対応型訪問介護 豊平区月寒西1条4丁目3番1号 ☎850-2515

「円山介護プラザ」を開催して

札幌市中央区第2地域包括支援センター 黄田 敦子

日頃より地域の介護予防の中心的存在である介護予防センター円山に第2地域包括支援センター、区保健支援係そして福祉用具業者(株式会社ハーティワークス)が協力して10月13日(土)10:30~16:30、円山市場を会場に「円山介護プラザ」を開催する事ができました。

今回の企画は市場内で交わされる「客:最近膝が痛くて困るんだよね~。」「店員:それなら奥さん!区役所に行っておいで。〇〇さんみたいにヘルパーさんに来てもらうといいよ。」といった何気ない会話をヒントに生まれました。

市場は昔から地域住民で賑わい、お客さん同士・お客さんと店員の距離も近いため、コミュニケーションが取りやすく、また何十年も買物に来られている高齢者が多いという特徴を考慮し、会場として選択した経緯があります。そのため、買物途中に気軽に足を止めて相談・参加できるサロンをイメージし、行う事になりました。

会場は市場内の4坪のスペース。そこに介護予防センターと地域包括支援センターのパンフレットを置いた介護相談コーナー。血圧測定と簡単な健康チェックを行う健康相談コーナー。そして誰でも気軽に見学できるシルバーカー・遠赤外線サポーター・靴等、介護保険

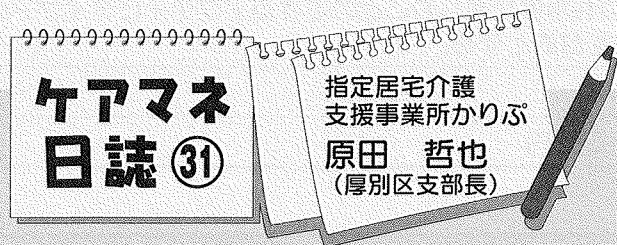
対象外の商品を展示した福祉用具展示コーナーを設置しました。

市場は開店と同時に人々が行き交うも、こちらに足を止めてくださる方は少なく、呼び込みをする事で、延べ53名の参加に繋がる結果となりました。

開催してみてもの率直な感想は、地域の皆さん一人一人が「その人なりの生活」を送る事ができているという事です。市場内でお会いした多くの高齢者はシルバーカーを利用し、沢山の買物をされていました。また夫婦世帯の方は、妻に代わって夫が買物をしている場面も多く目にしました。必要なものを利用し、またお互いに協力して生活できている現実を見る事ができたように思います。

またご参加くださった方に協力いただいたアンケート結果を見ると、介護予防センターや地域包括支援センターの名を聞いた事があると答えてくださった方もあり、私たちが行う日々の活動が少しずつでも地域に周知されてきている事も実感できました。

今回の介護予防事業「円山介護プラザ」で気づかされた事をもとに、今後も地域が求めるニーズをしっかりと把握し、そのニーズに合わせた取り組みを展開していきたいと思っています。



「あんた誰さ!何しに来たのさ!」3年ほど担当ケアマネとして関わっていながら、訪問するたびに挨拶代わりに、このように怒鳴り散らしてくる女性で独居の利用者さんがいる。「いつも来ている原田です」と答えても「名前なんか覚えていないわよ!」と一喝される。「顔は覚えています?」の質問に「何とか覚えている」。毎回繰り返される玄関先でのやり取りの後、室内に入る事が出来る。ちなみに玄関チャイムを鳴らすと、心臓が悪いと言われ、怒鳴られるので、いきなり玄関を開けて本人を呼び出すのがこの家の訪問方法だ。入るや否や本人が気に入っている特定の缶コーヒーを差し出して来る。一度もらえませんか話し

たら1時間近く怒鳴られたことがあるので、手に取るだけ取るが「早く開けて飲みなさい!」と言われるので、「帰りの車の中で飲む事にします」といつも返答する。こんな調子であれば近所づきあいも殆どないかなと思われるが、結構差し入れがあったり、近くの銭湯に近所の方と行っているらしいから驚きである。

他のご家庭で訪問時によくお茶を出される。ある利用者さんは湯飲み茶碗に水とお茶の葉を入れて電子レンジで温めてから差し出されたこともあるが、一番困ったのは抹茶を立てられる方で、訪問すると茶器の一式が既にセットされている。訪問予約の電話も良し悪しだと思い、この家庭には突然訪問することになっている。普通に出されるお茶もあまり断ってばかりいると怪訝そうな顔をされるので、時には頂くが一言「先月から、お茶を運ぶ足取り

もしっかりしていますし、急須からお茶を注ぐ時にも手が震えていませんが、すごいですね」と話すと「デイサービスでの運動や習字等の効果だと思われます」と返答が返ってくる(モニタリングの素材とさせていただきました)。誉められたのが嬉しかったのか2杯目を出してくる。「最近歳でトイレが近いので、移動の途中したくなら困るので」と断るが、1杯茶は縁起が悪いこと、トイレなら男の子なのでそこらでしなさいと話される。「そこらへんでは恥ずかしいから」と話すと、「トイレだけに、ここに寄って行けばいいでしょ」と話される。

こんな会話のやり取りも最近は嬉しく、助けられている様な感じがする。制度改定後(以前もそうであるが)、ケアマネ業務上必要な事務処理に一層追われがちになり、何かと利用者対応も億劫に感じる時も正直言っているが、訪問時の何気ない相手の対応が日頃のストレスを忘れさせてくれることもある。「逆に支援されているのではない

か」「さすが年の功、相手を良く見ている」と感じると同時に、もう少し時間を掛けて接する事はできないのか、デスクワークの一工夫で時間を割けないか?など試行錯誤している。「何かいい方法はないでしょうか?」と、自分の生活スタイルに厳しく、崩さない94歳の利用者さんに聞いてみると、「その日の仕事はその日のうちに終らす。甘えは許さない、昼食は手早く済ませて仕事にかかる、という気持ちを持つことです」と話される。でもそのあとに「でも忙しい仕事ときいているので、仕方がないですよ」とフォローをしてくれる。制度や介護に関する情報は提供できても、長年生きていく中で社会人としてのノウハウや礼儀、作法、生活の知恵は高齢者から情報を得て現に活用している。「お互い知っている事を交換していきたいですね」と利用者から言われたことがある。この仕事、よほど持ちつ持たれつだと感じている。

トピックス

【福祉事業従事者研修:福祉事業従事者共通研修】

研修名	施設で使える認知症高齢者のためのアクティビティ研修会(第2回)		
対象	認知症高齢者関連の施設、病院、グループホームの職員		
目的	社会福祉施設、病院、グループホーム等の認知症の利用者が楽しむことのできるアクティビティケアのあり方を学び、日常業務に活かしていただくことを目的とする。		
会場	札幌市ボランティア研修センター 第1研修室		
定員	40名	受講料	500円

【研修内容】

日程	時間	形態	テーマ	講師
1/22 (火)	10:00~16:00	講義 演習	「認知症高齢者に対する アクティビティケアの意義と効果」	札幌医科大学保健医療学部 臨床作業療法学講座 教授 池田 望
申込受付開始日		12月25日(火)		申込締め切り日
				1月15日(火)

【申込方法】

12月25日(火)~平成20年1月15日(火)までにまでに住所、氏名、年齢、性別、連絡先を電話またはFAXでお申し込みください。

【申込み・問い合わせ先】

札幌市社会福祉協議会 札幌市ボランティア研修センター【担当:石川】
中央区北1条西9丁目 リンケージプラザ2階
☎223-6005 FAX261-8881

福祉関係者のための成年後見制度活用講座

社団法人北海道社会福祉士会では、成年後見制度の普及、啓発を図り、制度の活用を進めるために標記講座を開催いたします。ふるってご参加ください。

主催

社団法人北海道社会福祉士会

日時

平成20年1月19日(土) 9時30分～16時20分

会場

札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室
(札幌市中央区大通西19丁目1-1)
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をお使いください。

参加対象

成年後見制度に関心のある方ならどなたでも参加できます。

定員

200名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

参加費

3,000円
(テキスト代等。北海道社会福祉士会会員は1,000円)
※当日、受付でいただきます。昼食は各自でご用意ください。

日程

9:00	9:30	9:40	10:40	12:10	13:10
受付	挨拶	講義①	講義②	昼食	
13:10	14:10	15:10	15:20	16:20	
講義③	講義④	休憩	講義⑤		

内容

講義①

「福祉サービス利用と成年後見」(9:40～10:40)

講師 (社)北海道社会福祉士会相談役

白戸一秀氏

講義②

「法定後見の概要と申立の実務について」

(10:40～12:10)

講師 現在調整中

(札幌家庭裁判所 担当官を予定)

講義③

「地域福祉権利擁護事業の概要とばあとなあ北海道の取り組み」(13:10～14:10)

講師 (社)北海道社会福祉士会理事

大井戸麻衣氏

講義④

「事例に学ぶ成年後見人の職務」(14:10～15:10)

講師 (社)北海道社会福祉士会ばあとなあ北海道

運営委員 細谷義江氏

講義⑤

「任意後見制度の活用と留意点」(15:20～16:20)

講師 (社)成年後見センター・リーガルサポート

札幌支部会員 木村昭氏

申込方法

同封の申込用紙を12月21日(金)までに下記あてにFAX等にて送付ください。

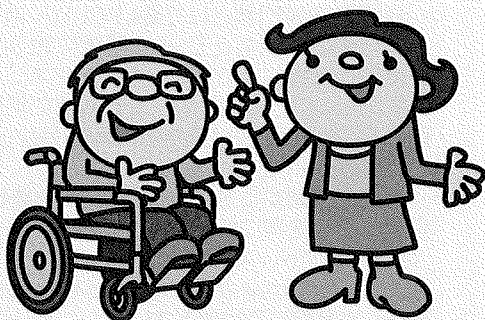
申込・問い合わせ先

社団法人北海道社会福祉士会

権利擁護センター「ばあとなあ北海道」

札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2階

TEL 011-717-6886 FAX 011-717-6887



掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

● 中央区支部定例会

日時▶12月17日(月)18時30分～
会場▶札幌市社会福祉総合センター 4階大研修室
内容▶中央区ケアプラン指導研修会
テーマ▶認知症の方や家族が安心して地域で暮らせる取り組み
問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会 ☎281-6113

● 北区支部定例会

日時▶12月19日(水)18時30分～
会場▶北区民センター
内容▶定例会
テーマ▶基本的な口腔ケア
講師▶北海道歯科衛生士会札幌支部 金山 優子 氏
問い合わせ先▶北区社会福祉協議会 ☎757-2482

● 東区支部定例会

日時▶1月16日(水)18時30分～《※》
会場▶東区民センター 視聴覚室
内容▶定例会
テーマ▶医療と介護保険
講師▶医療法人やわらぎ 医師 鈴木 昭治 氏
問い合わせ先▶東区社会福祉協議会 ☎741-6440

● 白石区支部定例会

日時▶未定
会場▶未定
内容▶定例会
テーマ▶高齢者の終の住居について
問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会 ☎861-3700

● 厚別区支部定例会

日時▶1月15日(火)18時30分～20時30分《※》
会場▶厚別区民センター
内容▶定例会
テーマ▶ケアマネジャーが燃え尽きないために
講師▶精神保健福祉センター 所長 築島 健 氏
問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ☎895-2483

● 豊平区支部定例会

日時▶12月12日(水)18時30分～
会場▶豊平区民センター 2階
内容▶豊平区ケアプラン指導研修会
テーマ▶認知症の方や家族が安心して地域で暮らせる取り組み
問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会 ☎815-2940

● 清田区支部定例会

日時▶1月25日(金)18時30分～
会場▶未定
内容▶交流会
問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会 ☎889-2491

● 南区支部定例会

日時▶1月15日(火)18時30分～
会場▶南区民センター
内容▶南区ケアプラン指導研修会
テーマ▶認知症の方や家族が安心して地域で暮らせる取り組み
問い合わせ先▶南区社会福祉協議会 ☎582-2415

● 西区支部定例会

日時▶1月15日(火)18時30分～20時30分《※》
会場▶西区民センター 3階視聴覚室
内容▶定例会
テーマ▶若年性認知症への理解と求められるケアについて
講師▶北海道若年認知症の人と家族の会
(北海道ひまわりの会) 役員 太田 亜紀子 氏
問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ☎641-2400

● 手稲区支部定例会

日時▶1月17日(木)18時30分～20時30分
会場▶手稲区民センター 第1・2会議室
内容▶手稲区ケアプラン指導研修会
テーマ▶認知症の方や家族が安心して地域で暮らせる取り組み
問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会 ☎681-2400

「ケアマネメール相談室」ご利用ください!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことで聞いてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会会員ののための相談室を2005年9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。

Eメールアドレスは、
「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」
です。お気軽にご相談下さい。